

京都議定書目標達成計画の見直し
に係る状況等について

平成19年9月

林野庁

1 京都議定書目標達成計画の見直しに係る状況について

○ 目標達成計画見直しに向けたスケジュール(平成19年度)

- 5月25日：地球温暖化問題への国内対策に関する関係審議会合同会議
(林政審議会より有馬会長、櫻井会長代理がご出席)
- 5月29日：地球温暖化対策推進本部(第16回) (本部長：総理、全閣僚)
- 7月17日：地球温暖化対策推進本部幹事会 (官房長官、各省局長級)
- 8月10日：中央環境審議会・産業構造審議会合同会合における中間報告(公表)
- 今後— (予定)
- 9月：地球温暖化対策推進本部(第17回) (本部長：総理、全閣僚)
- 年内：目標達成計画に盛り込むべき対策の詳細検討(作業)
- 12月：中央環境審議会・産業構造審議会合同会合(最終報告)
- 年度内：京都議定書目標達成計画の決定(閣議)

(参考)「京都議定書目標達成計画の評価・見直しに関する中間報告(19年8月10日公表)」
における森林吸収源関係部分(要旨)

① 森林吸収量の目標達成に向けた間伐(今後6年間で毎年55万ha(現状35万haと追加20万ha)、合計330万haの間伐)が必要。

②「美しい森林づくり推進国民運動」の展開など、間伐等の加速化を図るための支援策を推進すべき。

(参考) 「京都議定書目標達成計画の評価・見直しに関する 中間報告」における森林吸収源関連部分の記述(抜粋)

- I. 地球温暖化対策に関する基本的認識と日本の取組
- II. 京都議定書目標達成計画の評価
- III. 京都議定書目標達成計画の見直し

1. 目標達成計画の見直しに当たっての視点

2. 対策・施策の強化の方向

- (1) 今後早急に具体的内容を検討し可能な限り効果を推計していくべき対策・施策

④吸収源の対策・施策

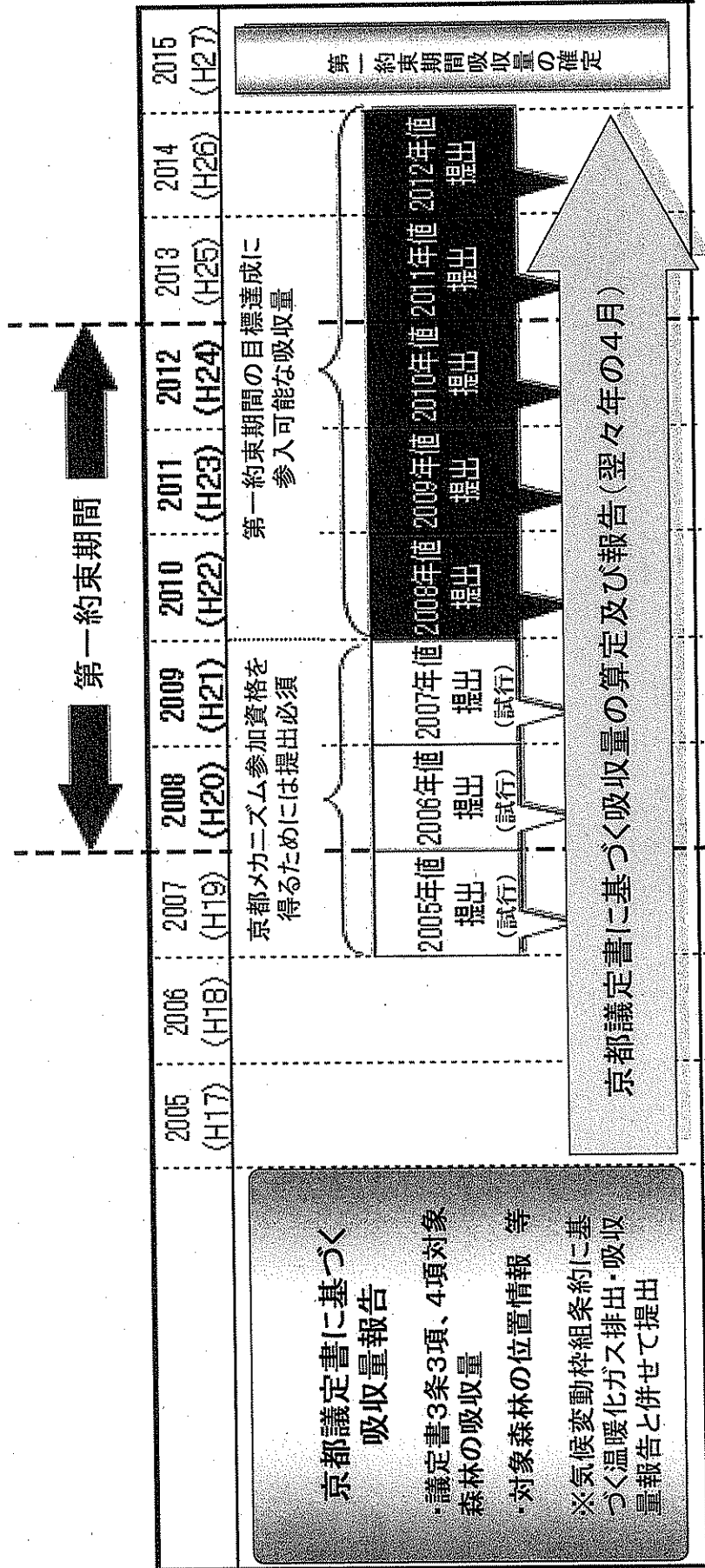
森林吸収量(1990年以降に森林経営活動等が行われた森林の吸収量)については、1,300万炭素トン(基準年総排出量比3.8%)の確保のため、平成19年度から今後6年間にわたり、毎年55万ha(現状の年間の間伐面積35万haに加え、追加的な森林整備20万haを含む)、合計330万haの間伐の実施が必要な状況である。

このため、①国産材利用を通じた適切な森林整備、②森林を支える活き活きとした担い手・地域づくり、③都市住民・企業等幅広い森林づくりへの参画、などの取組を官民一体となって進める「美しい森林づくり推進国民運動」を展開するなど、引き続き幅広い国民の理解と協力のもと、間伐等の森林整備の加速化を図るための支援策を推進すべきである。

都市緑化については、実際の吸収源としての効果に加え、国民にもっとも身近な吸収源対策という普及啓発効果もあることから、引き続きその推進を図るべきである。

2 京都議定書に基づく森林吸収量の報告について

報告に係るスケジュール



(参考) 京都議定書に基づく森林吸収量の報告の内容

① 報告の内容

気候変動枠組条約等に基づき、5月26日に我が国の温室効果ガス排出・吸収量の目録を条約事務局に報告した。2005年度の総排出量は約13億6,000万t-CO₂(基準年総排出量と比較して約7.8%の増)と算定。

森林に関しては、2005年度の京都議定書に基づく吸収量((3条3項)新規・再植林、森林減少、(3条4項)森林経営対象森林の吸収量)等を試行として報告。

② 吸収量の算定結果

議定書に基づく吸収量は、約3,540万t-CO₂(約970万t-c)で基準年総排出量の約2.8%に相当。

単位:t-C(括弧書きはt-CO₂)

基準年	議定書吸収量			基準年排出量比
	3条3項	3条4項	計	
総排出量	-57	1,023	966	2.8%
計			(3,542)	